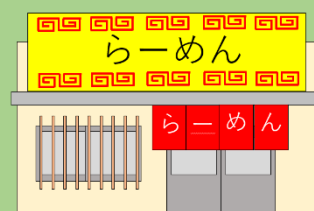


消火器の設置・点検報告 リーフレット



北九州市消防局

小規模飲食店用



2021 年作成



目 次

- 1 「設置」について P①
- 2 「種類」について P②
- 3 「表示マーク」について P②
- 4 「製造年」について P②
- 5 自ら消火器や標識を購入する場合について P③
- 6 消防設備業者に消火器及び標識の設置や
消火器の点検を依頼する場合について P③
- 7 消防用設備等点検アプリによる
消火器の点検について P③
- 8 自ら行う「点検チェック項目」について
P④～⑦
- 9 消火器を新規に設置した場合や
新品に取替えた場合について
P⑧～⑩
- 10 自ら消火器の点検を行った場合の報告について
P⑪～⑬

自ら行う消火器の点検方法等

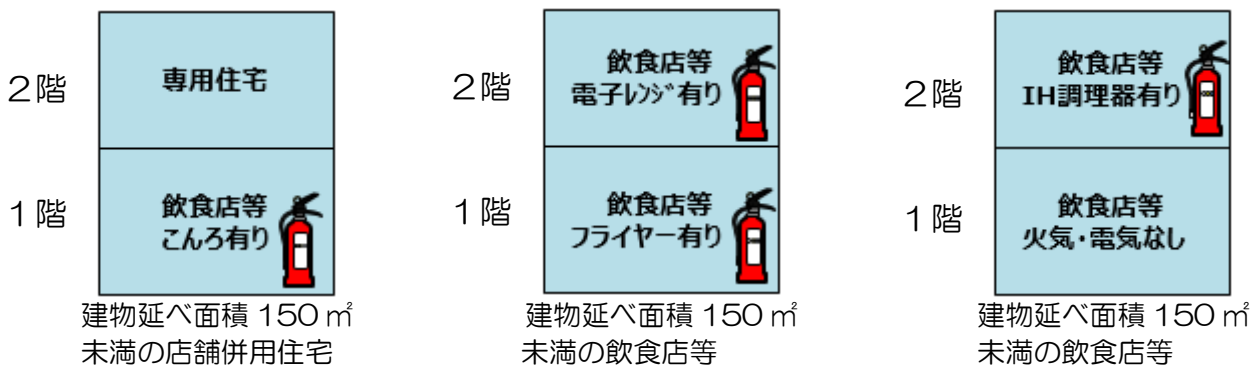
1 「設置」について

平成28年12月に新潟県糸魚川市で小規模な飲食店から出火し、焼損棟数147棟もの被害が発生した火災を受け、消防法令が改正され、令和元年10月1日からこんろなど火気を使用する飲食店等は、建物の面積に関わらず、消火器の設置が必要となりました。

(※火気：ガスこんろ、カセットコンロ、七輪、ガスフライヤー、石油ストーブなど)

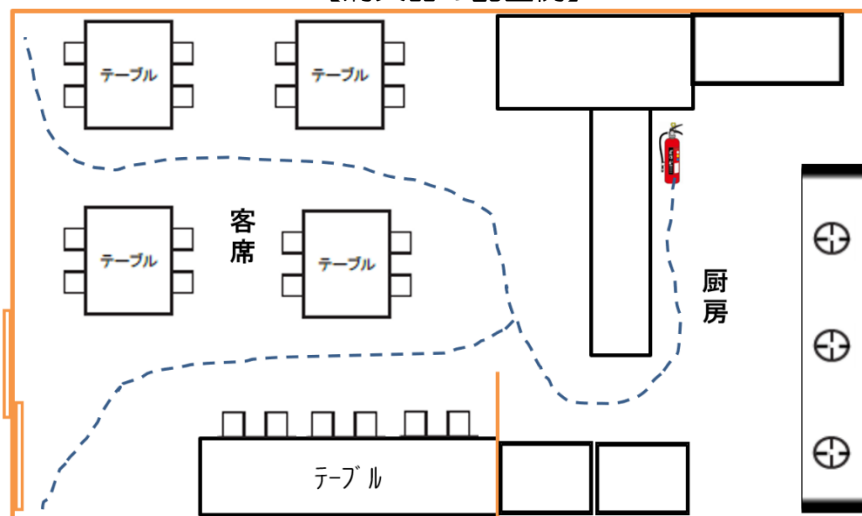
また、本市においては、北九州市火災予防条例により、火気を使用しない(※電気：IH調理器、電子レンジ、電気オーブン、電気フライヤー、ホットプレートなど)厨房に対しても消火器の設置が義務づけられています。

【設置例】原則、火気や電気を使用している各階に消火器の設置が必要です。



※建物延べ面積 150㎡以上の飲食店等は、階ごとに消火器の設置が必要です。

【消火器の配置例】



一の消火器に至る歩行距離が2.0m以下になるように設置してください。

※歩行距離とは、実際に人が歩いた場合の通常の動線によって測った距離となります。

【消火器の設置例】



消火器は、床面からの高さが **1.5m 以下**の箇所に設置してください。

【標識の設置例】



消火器を設置した箇所には、「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設置してください。

2 「種類」について

加圧式は、本体容器内に消火薬剤を充填し、放射圧力源のガスを充てんした容器が消火薬剤と同じ本体容器内に組みつけられています。消火器のレバーを握るとガスを充填した容器の頭部が破れ、そこからガスが噴出して本体容器内の圧力を高め、消火薬剤をノズルから放射します。

蓄圧式は、本体容器内に消火薬剤とともに放射圧力源となる窒素ガス（N₂）が、常時 0.7～0.98MPa で蓄圧されており、レバーの操作によって吐出管、ホースを通して消火薬剤がノズルより放射されます。圧力源の窒素ガスの蓄圧状態が、指示圧力計によって外部から見えるようになっているので、圧力状態のチェックが簡単にできます。



3 「表示マーク」について

2011 年 1 月 1 日に消火器に関する規格を定めた省令が改正されたため、旧規格のものは、2021 年 12 月 31 日までに交換してください。

交換が必要かどうかの判断は、消火器に記載してある表示マークを確認してください。



4 「製造年」について



★ポイント★ 購入年からではなく製造年からの年数 加圧式粉末消火器

「製造年」から3年を超えていませんか？

【例】製造年 2019 年 → 2022 年中であれば
消火器の点検を自ら行うことができます。

【例】製造年 2018 年 → 2022 年（3 年経過）
自ら行う消火器の点検に加え、消火薬剤
や消火器の内部の点検が必要です。

蓄圧式粉末消火器

「製造年」から5年を超えていませんか？

【例】製造年 2016 年 → 2021 年中であれば
消火器の点検を自ら行うことができます。

【例】製造年 2015 年 → 2021 年（5 年経過）
自ら行う消火器の点検に加え、消火薬剤
や消火器の内部の点検が必要です。

★製造年から3年（加圧式）又は5年（蓄圧式）を超えている場合は、消火器の内部の点検が必要となりますので、消防設備業者に点検を依頼する又は新品への取替えを検討してください。

※販売店舗によっては、購入する本数と同数の古くなった消火器を引き取ってくれる販売店舗もありますので、消火器を販売している店舗に確認ください。

なお、購入する際は、「業務用消火器」を購入ください。 【業務用消火器】

※「住宅用消火器」を業務用消火器の代わりとすることは、認められていません。



5 自ら消火器や標識を購入する場合について

消火器と標識は、お近くの販売店舗等（ホームセンター、家電量販店、インターネットなど）で購入することができます。

なお、購入する際は、下記を確認してください。

短辺 8 cm 以上

長辺 24 cm 以上

消 火 器

赤地に
白文字

表示マーク、製造年、加圧式又は蓄圧式、業務用消火器

標識

★購入後、「9 消火器を新規に設置した場合や新品に取替えた場合について」を参照ください。

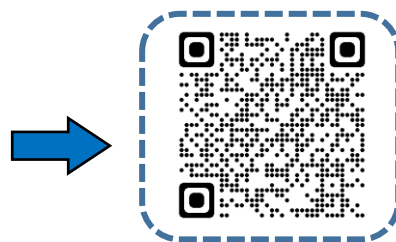
6 消防設備業者に消火器及び標識の設置や消火器の点検を依頼する場合について

消防設備業者に消火器の設置等を依頼する場合は、電話帳などや下記から業者を選定することができます。

一般財団法人福岡県消防設備安全協会北九州市消防設備士会

<http://fsak.jp/roster/roster02.shtml>

※掲載されている業者を推奨するものではありません。



7 消防用設備等点検アプリによる消火器の点検について

消防用設備等点検アプリは、総務省消防庁が作成しているアプリです。本アプリでは、イラストや写真を用いた案内により、本アプリの対象（消火器、誘導標識等）となる消防用設備等が消防法令に規定する点検の基準に適合しているかどうかを確認し、その点検結果を消防法令に定められた報告書の様式の PDF ファイルとして出力することができるものです。なお、出力した報告書を所轄消防署に2部提出してください。

主な機能

消防用設備等点検アプリ

このページについて

初期設定 ?

点検を実施する ?

点検結果を出力する ?

手書きで点検結果報告書を作成する

点検結果を修正する ?

ヘルプ 利用規約 設定

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

消防用設備等点検アプリ
トップ画面

① はじめに、初期設定として、建物、消防用設備等、点検者に関する情報などを入力します。

② 初期設定の情報に基づき、点検の時期が近づく、端末の通知機能によりお知らせします。

③ アプリ上の点検実施画面の案内に従って、各消防用設備等の設置状況などを例示したイラストを閲覧しながら、点検基準に適合しているかどうかを判断し、選択します。（点検の結果、不良箇所があれば、取替えなどが案内されます。）

④ 入力した内容が点検結果報告書（消防法令に定められた様式）に反映され、PDFファイルが出力されます。（端末への保存または他のアプリへの共有ができます。）

初期設定画面

消防用設備等初期設定

建物名、住所、消防用設備等

点検者名、連絡先

点検実施頻度を選択する

点検実施時期を選択する

点検実施場所を選択する

点検実施日時を選択する

点検実施画面

消防用設備等点検実施画面

点検実施日時を選択する

点検実施場所を選択する

点検実施日時を選択する

点検実施場所を選択する

消防用設備等点検アプリのダウンロードはこちら

Android 端末を
ご利用の方はこちら

Google Play



iOS 端末を
ご利用の方はこちら

App Store

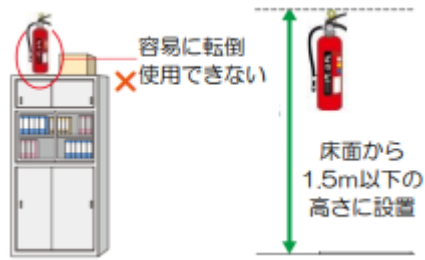


8 自ら行う「点検チェック項目」について

(1) 設置場所

必要時すぐに持ち出せる場所に設置していますか？

床面から 1.5m以下の場所に設置していますか？

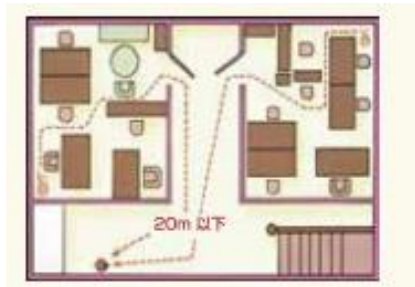


- ・設置場所が適正であれば○
- ・設置場所が不適正であれば×

チェック項目	
設置場所	設置高さ

(2) 設置間隔

階ごとに建物各部分から消火器まで歩行距離 20m以下になるように設置していますか？



- ・設置間隔が適正であれば○
- ・設置間隔が不適正であれば×

チェック項目
設置間隔

(3) 適応性

消火器が設置場所に適応する表示マークがありますか？

- 普通火災：建物その他の工作物の火災
- 油 火 災：引火性の液体等の火災
- 電気火災：通電中の電気設備等の火災



【表示マーク】

- ・表示マークがあれば○
- ・表示マークがなければ×

チェック項目
表示マーク

(4) 標識

消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置に付けていますか？

損傷・破損・脱落・不鮮明なものはありませんか？



×標識の破損



×標識の破損

- ・標識の設置が適正であれば○
- ・標識の設置が不適正であれば×

チェック項目
標識の設置

(5) 本体容器

変形、損傷や消火剤の漏れなどがありますか？

★ポイント★

溶接部の腐食・サビに注意



底部の腐食 著しい腐食 消火薬剤の漏れ

- ・腐食や漏れがなければ○
- ・腐食や漏れがあれば×

チェック項目		
底部の腐食	著しい腐食	消火薬剤の漏れ

(6) 安全栓の封

破れたり、はがれたりしていませんか？



封紙良好 封紙の破損

- ・安全栓の封が良好であれば○
- ・安全栓の封に破損があれば×

チェック項目
封紙の状態

(7) 安全栓

変形や損傷なく、しっかりと装着されていますか？



安全栓の抜けかけ 安全栓の脱落 ｵﾊﾞｰ支えの脱落

- ・抜けや脱落がなければ○
- ・抜けや脱落があれば×

チェック項目		
安全栓の抜けかけ	安全栓の脱落	ｵﾊﾞｰ支えの脱落

(8) 使用済みの表示装置

使用済になっていませんか？



未使用状態

使用済状態

安全栓の封が破損していなければ未使用状態

指示圧力計値が緑色範囲内であれば、未使用状態

- ・未使用状態であれば○
- ・使用済状態であれば×

チェック項目
使用の状態

使用済みの表示装置がない機種もあります。
表示装置がない場合は、安全栓の封や指示圧力計等で、使用の状態を確認してください。



拡大写真

(9) レバー

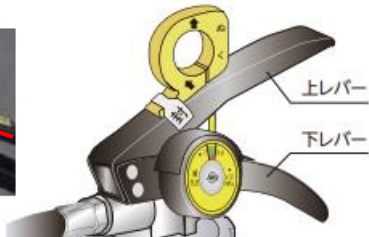
変形や損傷がありませんか？

★ポイント★

変形していると握り込めず、いざという時に使用できません。



×
変形



- 変形や損傷がなければ○
- 変形や損傷があれば×

チェック項目
変形や損傷

(10) キャップ

しっかりと締まっていますか？



×
キャップの破損



×
キャップの劣化



- キャップの破損や劣化がなければ○
- キャップの破損や劣化があれば×

チェック項目	
キャップの破損	キャップの劣化

(11) ホース

変形、損傷、劣化をチェック

本体にしっかりと接続されていますか？

★ポイント★

ホースのヒビに注意しましょう。
ゴムの劣化に注意しましょう。



× 緊結部の破損
ホースの脱落



ホースの点検方法
たわませてホースの状態をチェック

- ホースの劣化や脱落がなければ○
- ホースの劣化や脱落があれば×

チェック項目		
ホースの変形	ホースの損傷	ホースの劣化

(12) ノズル、ノズル栓

変形、損傷、劣化をチェック

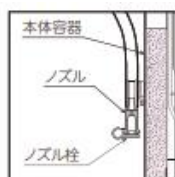
ホースとしっかりつながっていますか？



○
ノズル及びノズル栓



×
ノズルの破損



- ノズル及びノズル栓に変形等がなければ○
- ノズル及びノズル栓に変形等があれば×

チェック項目		
ノズル及びノズル栓の変形	ノズル及びノズル栓の損傷	ノズルの劣化

(13) 指示圧力計

指示圧力値は緑色範囲内ですか？
変形や損傷等はありませんか？



指示圧力値



指示圧力値不適
(緑色範囲外)



指示圧力値の損傷

- ・指示圧力値が正常範囲内であること
又は指示圧力計に損傷がなければ○
- ・指示圧力値が正常範囲外であること
又は指示圧力計の損傷があれば×

チェック項目
指示圧力計

★点検チェック項目(1)から(13)の点検状況について、×がなかった場合は「10 自ら消火器の点検を行った場合について」を参照して報告様式を作成してください。

★点検チェック項目(1)から(13)の点検状況について、×があった場合は、改修が必要です。消火器を新品に取替えるなどして、いつでも使用できるように日ごろから維持管理に努めてください。

なお、新規に購入した場合は、「9 消火器を新規に設置した場合や新品に取替えた場合について」を参照して報告様式を作成してください。

(14) 併せて次の項目についても点検(確認)してください。

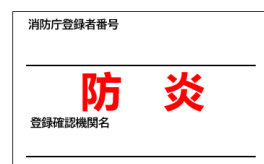
ア 避難口や階段などに物品が置かれていませんか？

※物品が置かれていたら、避難の障害となるばかりか、火災が発生した場合に物品に燃え広がる危険がありますので、避難口や階段などに物品を置かないようにしてください。

イ カーテン等は防災性能を有するものを使用していますか？

※カーテンや下げ丈がおおむね1 m以上の布製ののれんなどは、防災性能を有するものを使用してください。

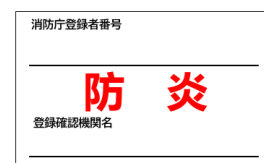
※防災性能を有するものには、右のような防災ラベルが付いています。《飲食店などは、義務となります》



ウ じゅうたん等は防災性能を有するものを使用していますか？

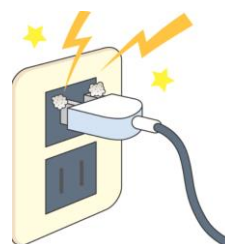
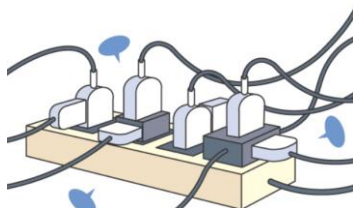
※2㎡以上のじゅうたんやカーペット等は、防災性能を有するものを使用してください。

※防災性能を有するものには、右のような防災ラベルが付いています。《飲食店などは、義務となります》



エ 電気設備は、適正に管理がなされていますか？

※タコ足配線やコンセント等にほこりがあると火災となるおそれがあります。



★タコ足配線をしないようにしましょう。 ★プラグにほこりをためないようにしましょう。

9 消火器を新規に設置した場合や新品に取替えた場合について

※提出が必要な書類（記入例）★所轄消防署に2部提出してください。

(1) 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（別記様式第1号の2の3）

(2) 消火器試験結果報告書（別記様式第1） (3) 各階平面図 (4) 消火器設置場所写真

別記様式第1号の2の3				所轄消防署へ 提出日する日を記入	
消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書				令和〇年 〇〇月 〇〇日	
〇〇〇消防署長 殿		届出者			
防火対象物 所在地の区を記入		住所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号			
		氏名 〇 〇 〇 〇			
下記のとおり、消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。					
記					
設置者	住 所	氏 名	同上	電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇番	
防火対象物	所 在 地	北九州市〇〇区〇〇〇-丁目〇〇番〇〇号			
	名 称	〇〇〇〇〇			
	用 途	飲食店（そば屋、ラーメン屋、喫茶店、スナック、居酒屋、食堂など）			
	構 造、規 模	耐火造 地上 2階 地下 0階 床面積 80m ² 延べ面積 130m ²			
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類			消火器		
工 事	種 別	新 設 増 設、移 設、取替え、改 造、その他 ()			
	設計者住所氏名	電話 () 番			
	施工者住所氏名	電話 () 番			
	消防設備士免状	※自ら設置した場合は、記入不要 ※設備業者に依頼した場合は、記入してもらってください			
事	消防設備士免状	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況
		甲・乙 種類	都道府県	交付番号	受講地 受講年月
着 工 年 月 日					
完 成 年 月 日					
検 査 希 望 年 月 日		※記入不要			
※受 付 欄		※決 裁 欄		※備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。

3 ※欄には、記入しないこと。

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書は、
こちらからダウンロードできます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000041979.doc>

⑧



用途 3項-イ 主な施設：料理店、料亭、茶屋など

用途 3項-ロ 主な施設：飲食店（各種の食堂、レストラン、そば屋、喫茶店、ラーメン屋、回転寿司屋、スナック、居酒屋、ビアホール、小料理屋、民謡酒場など）

実施日 令和〇年〇〇月〇〇日

実施日は、購入年月日若しくは、
設置年月日を記入してください。

わかる範囲で記入してください。
わからない場合は、空欄としてください。

实施者

住 所 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇〇-〇〇

氏 名 ○ ○ ○ ○

- ・用途（上記参照）
- ・構造
- ・必要能力単位
- ・付加設置部分の有無
- ・緩和対象の消火設備

木材、紙、繊維などが燃える火災

普通火災（A火災）

石油類その他の油類などが燃える火災

油火災（B火災）

電気設備などの火災

電気火災（C火災）

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

3 a は粉末消火器、b は泡消火器、c は強化液消火器、d は二酸化炭素消火器、e はハロゲン化物消火器及び f は水消火器をいう。また、能力単位 C 欄は、該当する消火器が設置してある場合に○印で記入すること。

4 付加設置すべき部分がある場合には、各階ごとに、用途の欄にその部分を記入すること。

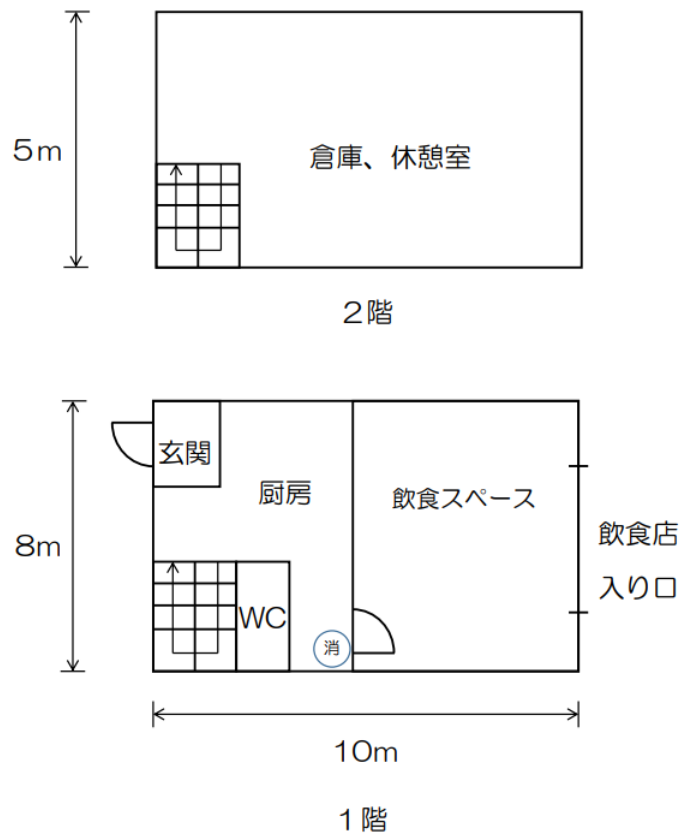
5 結果の欄には、良否を記入すること。

消火器試験結果報告書は、こちらからダウンロードできます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000041999.doc>



各階平面図（例）



消火器設置場所写真（例）



① 全体がわかる写真

※消火器と標識が入るように撮影してください。

※棚などの後ろではなく、見やすい箇所に設置してください。



② 製造年等の型式が分かる写真

※白、黄色、青の絵表示マークが見えるように撮影してください。

※製造年等の表示が、はっきりと見えるように撮影してください。

10 自ら消火器の点検を行った場合について

所轄消防署に消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告を（報告期間：1年に1回）してください。★所轄消防署に2部提出してください。

別記様式第1

所轄消防署への
提出日を記入

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書			
令和〇年〇〇月〇〇日			
〇〇消防署長 殿			
届出者			
住 所	北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇〇-〇〇		
氏 名	〇 〇 〇 〇		
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。 記			
防火対象物	所在地	北九州市〇〇区〇〇〇一丁目〇〇番〇〇号	
	名称	〇〇〇〇〇	
	用途	飲食店（そば屋、ラーメン屋、喫茶店、スナック、居酒屋、食堂など）	
	規模	地上 2 階 地下 0 階 延べ面積 130 m ²	
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等	消火器（2020年製蓄圧式） 消火器（2020年製加圧式）		
※受付欄		※経過欄	※備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。

3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。

4 ※印欄は、記入しないこと。

点検結果報告書（表紙）は、[こちらからダウンロード](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000168697.doc)できます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000168697.doc>



消 火 器 具 点 検 票											
名 称	表紙と同じ場合は、斜線						防 火 者	選任されていない場合は、斜線			
所 在	表紙と同じ場合は、斜線						立会者	届出者と同じ場合は、斜線			
点検種別	機 器 点 検		点検年月日		令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日						
点 検 者	氏名		点 検 者 所 属 会 社		社名		TEL		自ら点検を行った場合は、斜線		
	届出者と同じ場合は、斜線				住所				自ら点検を行った場合は、斜線		
点 検 項 目			点 検 結 果						措 置 内 容		
			消火器の種別								
			A	B	C	D	E	F			判定
機 器 点 検											
(1)	設 置 場 所	1						1	通行障害		位置変更
(2)	設 置 間 隔	○						○			
(3)	適 応 性	○						○			
	耐 震 措 置										
(4)	表 示 ・ 標 識	○						○			
(5)	本 体 容 器	○						○			
(6)	安 全 栓 の 封	○						○			
(7)	安 全 栓	○						○			
(8)	使用済みの表示装置	○						○			
(9)	押し金具・レバー等	○						○			
(10)	キ ャ ッ プ	○						○			
(11)	ホ ー ス	○						○			
(12)	ノズル・ホーン・ノズル栓	○						○			
(13)	指 示 圧 力 計	○						○			
	外 圧 力 調 整 器										
	安 全 弁										
	保 持 装 置										
	車 輪 (車 載 式)										
	ガ ス 導 入 管 (車 載 式)										

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。

3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。

5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。



消火器具点検票（その1・その2）は、こちらからダウンロードできます。
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000084864.doc>

消火器具点検票（その2）裏面へ

消火器具（その2）

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。

3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。

5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。